

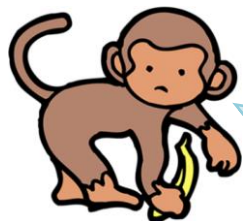
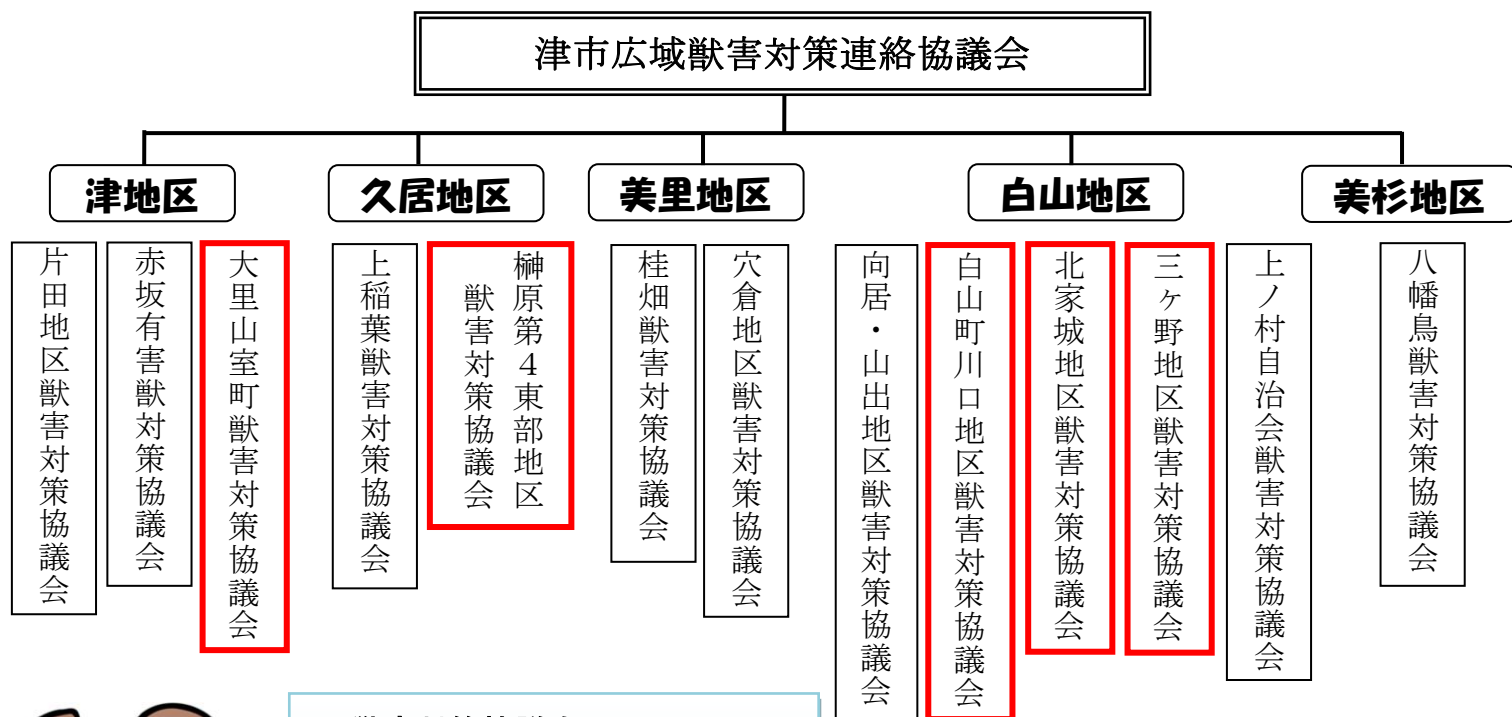
津市の獣害対策の取組

平成25年12月
～Vol.6～



津市で平成25年度4月に新設された、獣害対策担当及び津市鳥獣被害対策防止実施隊が、市内の各地域に獣害対策の普及・啓発を行った結果、本年度（11月末現在）には、5つの獣害対策協議会が新設されました！

○市内の獣害対策協議会の紹介



* 獣害対策協議会とは… *

地域ぐるみで野生鳥獣の追払い等の獣害対策を行う市民団体のことだよ！

※赤枠の協議会

⇒本年度新設された協議会

獣害対策には、地域ぐるみの取組が必要不可欠です！

そのため、上記の協議会では、主として以下のような取組を行い、日頃から野生鳥獣を寄せ付けないようにするための技術の向上、環境の整備さらには被害防止に携わる人材の育成に努めています。

津市は、今後も各協議会への活動支援を行いながら、獣害対策を行っていきます。

- ・ 定期的な地区内の見回り
- ・ 出没時・出没前の追払い
- ・ 防護柵・電気柵の点検
- ・ 先進地視察・各種研修会への参加
- ・ 農林業者自らも狩猟免許を取得し、地元猟友会と共同で個体数を調整

* 問い合わせ先 *

農林水産政策課 電話 229-3172
各総合支所